

平成 30 年 7 月 26 日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

人生の最終段階における医療・ケアに関するリーフレットについて（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省医政局地域医療計画課から日本医学会宛に別紙のとおり周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

内容は下記の URL をご覧下さいますようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200742.html>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisyuu_iryuu/index.html

なお、詳細は厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係（電話：03-5253-1111（内 2662）、担当：楢山氏）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内 4260）
（担当・高橋）

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 19 日

日本医学会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

人生の最終段階における医療・ケアに関するリーフレットについて

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）あてに連絡しました
ので、御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いします。

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 19 日

各都道府県 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

人生の最終段階における医療・ケアに関するリーフレットについて（協力依頼）

このたび、全ての方が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるようにするため、人生の最終段階における医療・ケアに関する普及・啓発の現状の取組について、関係者からヒアリング等を行いながら、本人の意思決定やその意思の共有のために必要な適切な情報提供及び普及・啓発の在り方について議論を重ね、本年3月に検討会報告書を取りまとめました。

その中で、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスを重視したアドバンス・ケア・プランニング（以下「ACP」という。）の取組をより広く現場で実践していくこと、そのためには、今後、国民全体が、人生の最終段階における医療・ケアについて、ACP等の概念を盛り込んだ意思決定及びその支援の取組の重要性をより深く理解できるよう、国・地方自治体・民間団体等が一体となつての一層の普及・啓発が求められております。

ついで、ACPの普及・啓発を図ることを目的に、リーフレットを作成しましたので、広報にあたっては御活用願います。

なお、リーフレットはホームページからダウンロードして自由なサイズで御活用いただけます。

【ホームページ掲載先】

人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発の在り方に関する報告書

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200742.html>

リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisyuu_iryuu/index.html

照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

在宅医療推進室 在宅看護専門官 猿渡

在宅医療係 梶山・染野

電話：03-5253-1111（内線：2662）

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？

もしものときのために

～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～

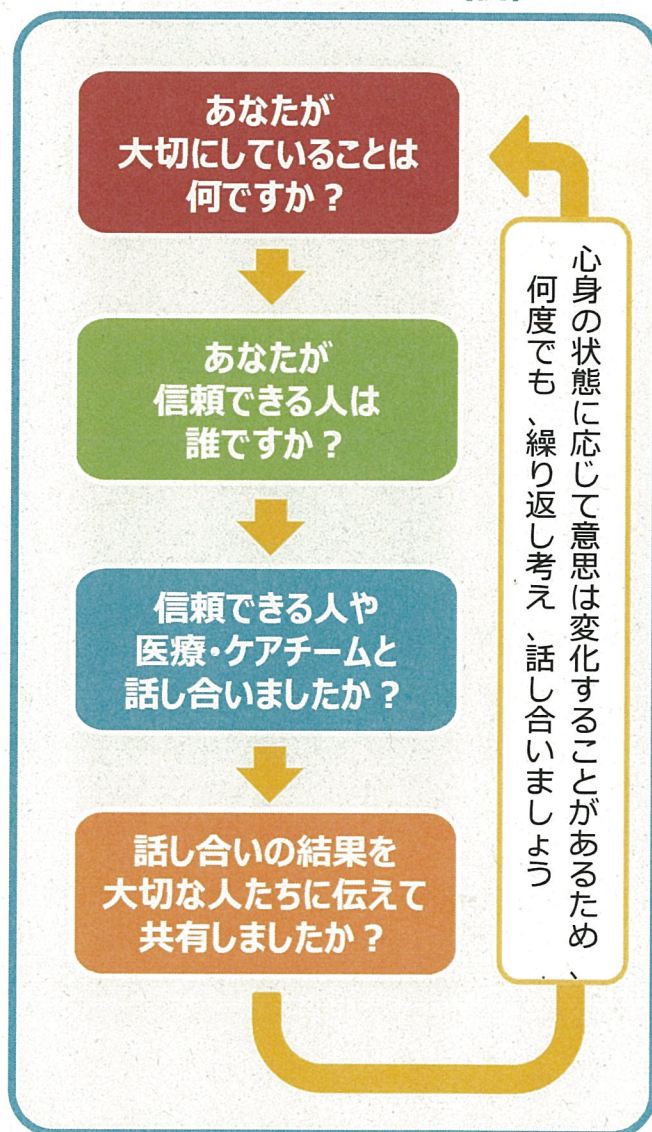
誰でも、いつでも、
命に関わる大きな病気やケガをする
可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、
約70%の方が、
医療やケアなどを自分で決めたり
望みを人に伝えたりすることが、
できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために
大切にしていることや望んでいること、
どこでどのような医療やケアを望むかを
自分自身で前もって考え、
周囲の信頼する人たちと話し合い、
共有することが重要です。



話し合いの進めかた（例）



もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、
前もって考え、繰り返し話し合い共有する取組を
「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」と呼びます。
あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや
家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

このような取組は、個人の主体的な
行いによって考え、進めるものです。
知りたくない、考えたくない方への
十分な配慮が必要です。



詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisyuu_iryuu/index.html

